環境影響評価審查書

66

(仮称) 岡村製作所中井事業所建設事業

(仮称) 岡村製作所中井事業所建設事業(以下「本件事業」という。)は、株式会社岡村製作所(以下「事業者」という。)が、足柄上郡中井町境字吉添390番地ほかの面積53,890平方メートルの土地(以下「実施区域」という。)において、物流システム機器、オフィス家具等の研究開発や製造・部品加工を行うため、研究・開発・生産の各機能を備えた事業所を建設しようとするものである。

実施区域は、研究開発を主体とする工業団地の形成を目的とした中井町境地区土地区画整理事業により開発された約530,000平方メートルの区域の最も北側に位置している。この工業団地を含む地域は、県が策定した「第二次新神奈川計画」の中で「グリーンテクなかい」整備計画として「西のハイテクゾーン」の一つを形成する地域に位置づけられており、この工業団地(以下「グリーンテクなかいBブロック」という。)では、現在、富士ゼロックス株式会社ほか、数社が操業を開始し、あるいは工場・事業所の建設を行っている。また、中井町境地区土地区画整理事業については、平成元年に神奈川県環境影響評価条例に基づく審査が終了している。

実施区域の周辺の状況を見ると、北側には第一東海自動車道をはさんで秦野南が丘団地などの住宅地があり、東側には隣接して土地改良事業により整備された農地、流通業務及び工業施設用地として開発された約200,000平方メートルの区域のグリーンテクなかいAブロック、そして、秦野中井インターチェンジがある。また、南東側は六斗山団地などの住宅地となっている。

なお、本件事業が実施される中井町は、平成4年12月に施行された「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削滅等に関する特別措置法」(以下「特別措置法」という。)の特定地域に指定されている。

本件事業は、このような地域に事業所を建設しようとするものであることから、事業の実施にあたっては、先に提出された中井町境地区土地区画整埋事業に係る環境影響予側評価書の内容を確保するとともに、次の諸点について十分に配慮する必要がある。

1 悪臭

予測評価書案によれば、廃ガス処理施設から排出される悪臭物質の濃度予測にあたっては、排ガス温度による上昇高を見込んで有効煙突高を29mと設定しているが、当該施設から排出される排ガス温度は25℃程度であり、排ガス温度による上昇高を見込むほどの温度とは言いがたく、また、煙突の設置地点と周辺との標高差も考慮し、有効煙突高を算出すること。

さらに、予測評価書案では平均風速(毎秒2.7メートル)を用いて濃度予測しているが、悪条件下となる微風速 (毎秒1メートル)のときについても予測評価すること。

また、排出口における臭気濃度の予測値は、同等の塗装設備能力を有する事業者の富士工場の実測風量値等を基に算出しているが、設計風量等に差が生じているため、その算出根拠を明らかにすること。

2 景観

本件事業においては、研究開発・生産棟等の建築物のほかに、工作物として広告塔が計画されているが、広告塔などの屋外広告物は、その性格上、視覚に訴えるものであり、来客誘導や宣伝活動の役割を果たすものであることから、高さ、大きさ、色彩、意匠等の面で景観と大きく関わっている。

予測評価書案によれば、計画建物については、高さをできる限り低く抑え、また、色彩は地域景観を阻害することがないよう配慮するため、周辺景観に著しい影響を及ぼすこと はないとしているが、屋外広告物の規模等によっては周辺景観への影響が懸念される。

したがって、屋外広告物の位置、規模、色彩等についても、建築物と同様に、周辺景観との調和も考慮し、具体的 に検討すること。

3 交通安全

予測評価書案によれば、本事業所へのアクセス道路となる県道71号(秦野二宮線)の諏訪交差点及び中井電話局

前の2交差点において、事業実施により交通量が最も多くなる3期工事の5か月目の交通混雑度を予測している。

しかしながら、新たにグリーンテクなかいBブロックの中央部と県道71号を結ぶ二級町道境幹線が整備されたことから、この道路も考慮した予測を行うこと。

また、供用後の通勤輸送計画については、本事業所のほか、他の進出企業の操業に伴う通勤車両等が増加し、将来、県道71号の交差点付近において、出社・退社時を中心に交通渋滞が懸念されること、さらに、中井町が特別措置法に基づく特定地域に指定され、自動車から排出される窒素酸化物の低減が求められている地域であることも踏まえ、通勤車両の台数抑制や集中緩和等の方策を他の進出企業とも協調して具体的に検討すること。

4 その他

(I)公害防止計画について

事業実施にあたっては、本事業所から発生する排ガス、騒音・振動、排水処理等については、十分な公害防止対策を講じるとともに、使用する塗料や脱脂剤等の材料についても、今後の技術開発の動向を踏まえ、より環境負荷の少ない材料への転換を積極的に図っていくこと。 また、本件事業においては、塗装工程等から発生する悪臭防止対策として従来のスクラバー設備に加え、廃ガス処理施設を導入する計画としているが、当該規模の処理施設はまだ普及実績が少ないため、その処理システムを明らかにするとともに、予測評価の内容が確保されるよう、排ガス、排気音対策及び維持管理には万全を期すこと。

(2)緑化計画等について

実施区域は、中井町境地区土地区画整理事業によって確保された斜面樹林が一部残存するものの、大部分は造成面であり、本件事業は、この造成面に研究開発・生産棟などの建設を行うものである。このため、事業実施にあたっては、積極的に緑地の復元を図り、緑豊かな環境の創出、維持に努めること。特に、敷地外周部の造成法面の緑化については、芝、低木を植栽する計画としているが、緑豊かな環境の創出及び環境保全機能の充実の観点から、緑化方法を検討すること。

また、排水溝等の工作物についても、実施区域やその周辺に生息する小動物に配慮した構造とすること。

以上、審査結果について述べてきたが、予測評価書の作成にあたっては、これらの内容を十分踏まえ、適切に対処すること。 また、予測評価書案において、事業計画の内容や調査等の結果の記載について、正確性あるいは具体性に欠けるものが見られるので、予測評価書を作成するに際しては、このようなことがないよう十分留意すること。